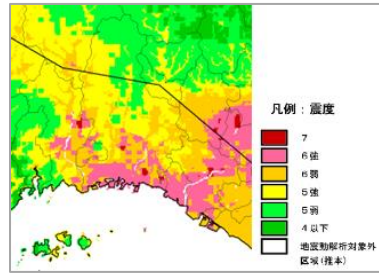


計画の概要と耐震化の目標

【計画の背景】

- 各地で大規模な地震が頻発しており、姫路市では市内を横断する山崎断層帯地震発生による被害や南海トラフ地震発生の切迫性が懸念される。



【山崎断層帯地震の断層と震度分布】

- 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が令和7年7月に改正。さらなる耐震化促進、住民への啓発・情報公開の強化が求められている。
- 県は「兵庫県耐震改修促進計画」を令和8年3月改定。



【計画の目的】

- 地震による被害軽減、都市の防災性の向上により市民の生命と財産を保護することを目的として、住宅・建築物の耐震化をより一層促進するための指針となる本計画を改定する。

【計画の位置付け】

- 計画策定や施策実施にあたっては、法の規定や国の基本方針、及び県の計画に基づき、本市の上位関連計画との整合を図る。

【計画の対象・期間】

- ◆対象区域
 - 姫路市全域
- ◆対象建築物
 - 「住宅」および「多数の者が利用する建築物」のうち、耐震性が不足する建築物
- ◆計画期間
 - 令和8年度から令和18年度まで

<姫路市の耐震化の目標>

【住宅】 現状(令和5年度)の耐震化率:89.3%

目標年度: 令和18年度

耐震性が不十分な住宅をおおむね解消*

【多数利用建築物(民間・市有)】

現状(令和7年度)の耐震化率:民間:91.5%

市有 97.7%

目標年度: 令和18年度

耐震性が不十分な建築物をおおむね解消*

*耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

耐震化を促進するための施策

住宅の耐震化促進のための支援施策・普及啓発施策

耐震化支援施策	普及啓発施策
<p>◆簡易耐震診断の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準住宅の耐震性把握のため、安価で手軽に実施できる簡易耐震診断を推進 診断員から申請者への診断結果の説明に加え、診断員による耐震化の働きかけを実施 耐震診断の無料化実施の検討 	<p>◆耐震性が不明な住宅・耐震性が不十分な住宅の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税台帳、不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストの整備(居住者の属性、住宅概要、耐震性の有無等の実態を把握)
<p>◆ひめじ住まいの耐震化促進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事への補助を実施 比較的低コストで地震対策が可能となる補助(簡易耐震改修工事・耐震シェルター・防災ベッド)を実施 	<p>◆旧耐震基準住宅居住者への効果的なプッシュ型意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準住宅リストを活用し、居住者属性等を考慮した効果的なプッシュ型意識啓発を推進
<p>◆補助事業の円滑な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の制度を活用するため「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成 申請手続を一本化して実施できる改修計画・工事費パッケージ型補助や、補助金の代理受領制度等、補助手続の簡略化を推進 所有者が高齢者の場合の手続きの要件緩和により補助事業の利用を促進 さらなる各種要件の見直し、行政審査の簡素化等について検討 	<p>◆市民全体への幅広い周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報媒体の活用、イベント実施時等の機会を捉えた普及啓発活動について、自らの問題として捉えられるよう内容を見直しながら引き続き実施
<p>◆高齢者居住住宅への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準住宅リストを整備し、これを活用したプッシュ型意識啓発や事業者、他分野施策との連携による、耐震化需要の掘り起こしを推進 居住世帯や地域特性に応じた補助メニューの見直しを検討 	

多数利用建築物の耐震化促進のための支援施策・普及啓発施策

耐震化支援施策	普及啓発施策
<p>◆民間建築物の耐震化に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の多数利用建築物に対し耐震診断費等への補助を実施 	<p>◆所有者の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性が不十分な多数利用建築物の所有者に対して、直接的な働きかけを実施
<p>◆所管行政庁間、県・市町の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県やその各市町との連携を強化し、課題の共有や対応策の検討等、具体的な取組方針を協議し、補助制度の創設・拡充や耐震改修促進法に基づく指示・指導など必要な措置を行う。 	<p>◆相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市に相談窓口を設置するほか、県の耐震化アドバイザー派遣制度(創設検討中)など、所有者が安心して耐震化に取り組める制度の活用を検討

その他の施策

<p>◆市有建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「姫路市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、耐震性が不足する建築物の早期解消に向け、所管課を中心に時期を定め、総合的かつ計画的に耐震化に取り組む。 	<p>◆住宅・建築物の減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒防止対策や感震ブレーカー等による地震火災の防止対策や、エレベーターの閉じ込め、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策の啓発 	<p>◆新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された木造住宅の所有者等に対し、リフォーム時等に耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等を周知
	<p>◆ブロック塀の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震や津波の発生時における倒壊による被害や、避難路の閉塞のおそれのあるブロック塀等の安全点検の実施や必要に応じた撤去・改修等を促進 通学路沿いの危険なブロック塀について、過去の調査結果を元にフォローアップ調査を実施して現状把握を行い、同時に危険なブロック塀の所有者への意識啓発等を実施 	<p>◆地震発生時に通行を確保すべき道路の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物*の耐震化の促進を図る必要のある道路として、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指定*耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。

耐震化の促進に関し必要な事項

<p>◆耐震化の実施状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和18年度における耐震化の目標の達成に向けて、住宅や多数の者が利用する建築物(民間・市有)の耐震化の状況、および目標の達成状況について適宜把握に努める。 	<p>◆耐震化の目標・施策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 法制度の改正状況や関連計画・制度の改定等の状況、社会・経済情勢や市民ニーズの変化等について適宜把握を行い、必要に応じて耐震化の目標および施策の見直しを行う。
---	--